

## 事前点検シート

計画主体名	坂井市		
計画期間 実施期間	H27～H29 H27～H29	総事業費（交付金）	574,000千円（287,000千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画は、春江地区の農林業振興による施策を通じて同地区の活性化を図るものであることから適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画は、春江地区の農業振興による施策を通じて同地区の活性化を図るものであることから、坂井市総合計画、坂井市観光ビジョン戦略基本計画、坂井市都市計画マスタープラン及び坂井市農村環境計画に合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	本計画は、地区の合意に基づき計画している。 (活性化計画の策定にあたっては、地元の方の意見や提案、要望の聞き取りを行っている。)
事業の推進体制は確立されているか	○	県、市、事業者（指定管理者）が綿密に連絡調整を行っており、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	交流人口の増加を目標に農林水産物直売所、農家レストラン及び施設周辺の整備を行い地域の活性化を目指すものであり、整合性が確保されている。 国営かんがい排水事業で整備された農業水利施設の必要性や疏水の歴史、坂井の農業の先進的な取り組みについて情報発信することで、地域の農業振興を目指し整備するものであり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	目標達成見込み及び事業量・事業費から判断して計画期間、実施期間ともに3年間が適切である。

交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か

○

事業費：（574,000千円×交付額算定交付率1／2  
=287,000千円）>交付金要望額：287,000千円  
で交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	—	
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木・建築施工等の検査を行う坂井市の担当課において、設計・施工等における検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、耐用年数は 5 年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき費用対効果分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	・ 農産物直売所 投資効率 = 1.08 > 1.00 ・ 農家レストラン 投資効率 = 1.01 > 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要領の別表の要件類別 4 の要件を満たしている。 ゆりの里公園活性化協議会において、事業着手に向けた協議がされている。 事業内容：38. 受入機能強化施設 事業主体：坂井市
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	坂井市への交付であり、指定管理者が維持管理することになっており、目的外使用のおそれもない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		下記により適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	地域間交流の拠点となる施設については、主要施設の交流状況を踏まえています。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	ゆりの里公園活性化協議会に春江農協女性部代表が女性の立場から参画協議しており、女性の意見を反映している。
事業費積算等は適正か		下記により適正である
過大な積算としていないか	○	類似案件と比較検討をし、事業費の算出をしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	目標を達成するための必要最小限の施設整備となっている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	可能な限り今ある施設は残し、必要性の高いものを整備する方針である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	汎用性のあるものは対象としていないため適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	県道福井加賀線が付近にあり、農林漁業者はもとより、来客者についても利便性が高く景観上の観点から勘案しても適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存の公共施設内の敷地を利用し整備するため、用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		下記により範囲内である
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物直売所 延べ床面積m<sup>2</sup>当たり29万円 延べ床面積350m<sup>2</sup></li> <li>・農家レストラン（一部既存施設改修費含む） 延べ床面積m<sup>2</sup>当たり29万円 延べ床面積340m<sup>2</sup></li> </ul>
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		下記により範囲内である
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	地域の主要団体のメンバーで構成された「ゆりの里公園活性化協議会」を中心に取組を行っている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	水田園芸振興では、ねぎ・キャベツ・ブロッコリー・人参・ミニトマト、園芸振興では、梨・メロン・スイカ・ラッキョウなどのブランド化を目指しており必要な施設である。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	通年であり、継続的に雇用と所得を生み出す施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	J Aはるえ女性部を中心に促進に寄与する施設である。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業予算は、本年度坂井市議会にて計られる。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	坂井市財務規則に基づき適正に行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		下記により見込まれる。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の維持管理については、坂井市において施設の指定管理者条例を制定し、指定管理者が適正に維持・管理・更新を行う。また、維持管理更新等に係る経費については収支計画に織り込んでいる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画は策定済で、経営診断士により経営診断を受け、適正との結果を得ている。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	○	他事業への重複申請なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	—	
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木・建築施工等の検査を行う坂井市の担当課において、設計・施工等における検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、耐用年数は 5 年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき費用対効果分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	投資効率 = 1.0
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要領の別表の要件類別 4 の要件を満たしている。 ゆりの里公園活性化協議会において、事業着手に向けた協議がされている。 事業内容：45. 自然環境保全・活用施設 事業主体：坂井市
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	坂井市への交付であり、指定管理者が維持管理することになっており、目的外使用のおそれもない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		下記により適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	ゆりの里公園活性化協議会に春江農協女性部代表が女性の立場から参画協議しており、女性の意見を反映している。
事業費積算等は適正か		下記により適正である
過大な積算としていないか	○	類似案件と比較検討をし、事業費の算出をしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	目標を達成するための必要最小限の施設整備となっている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	可能な限り今ある施設は残し、必要性の高いものを整備する方針である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	県道福井加賀線が付近にあり、農林漁業者はもとより、来客者についても利便性が高く景観上の観点から勘案しても適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存の公共施設内の敷地を利用し整備するため、用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業予算は、本年度坂井市議会にて計られる。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	坂井市財務規則に基づき適正に行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		下記により見込まれる。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の維持管理については、坂井市において施設の指定管理者条例を制定し、指定管理者が適正に維持・管理・更新を行う。また、維持管理更新等に係る経費については収支計画に織り込んでいる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他事業への重複申請なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	—	
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木・建築施工等の検査を行う坂井市の担当課において、設計・施工等における検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、耐用年数は 5 年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき費用対効果分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	投資効率 = 1.76 > 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	他の事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要がある。 事業内容：地域間交流拠点整備（創意工夫發揮事業 事業主体：坂井市
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	坂井市への交付であり、指定管理者が維持管理することになっており、目的外使用のおそれもない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		下記により適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	関係機関や地元住民の意見等を踏まえ検討を行っている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	ゆりの里公園活性化協議会に春江農協女性部代表が女性の立場から参画協議しており、女性の意見を反映している。
事業費積算等は適正か		下記により適正である
過大な積算としていないか	○	類似案件と比較検討をし、事業費の算出をしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	目標を達成するための必要最小限の施設整備となっている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	可能な限り今ある施設は残し、必要性の高いものを整備する方針である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	県道福井加賀線が付近にあり、農林漁業者はもとより、来客者についても利便性が高く景観上の観点から勘案しても適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存の公共施設内の敷地を利用し整備するため、用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業予算は、本年度坂井市議会にて計られる。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	坂井市財務規則に基づき適正に行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		下記により見込まれる。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の維持管理については、坂井市において施設の指定管理者条例を制定し、指定管理者が適正に維持・管理・更新を行う。また、維持管理更新等に係る経費については収支計画に織り込んでいる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他事業への重複申請なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。